

市議会からのご案内

12月定例会の予定

11月16日	議会運営委員会
12月 1日	本会議（開会）
12月 3日	本会議（一般質問）
12月 4日	本会議（一般質問）
12月 8日	総務委員会
12月 9日	民生委員会
12月10日	文教委員会
12月11日	産業建設委員会
12月15日	本会議（閉会）

※予定ですので、変更することがあります。日程は、11月16日の議会運営委員会で正式に決定します。日程等につきましては、議会事務局までお問い合わせください。

■議会を傍聴してみませんか

○議会を傍聴するには

傍聴を希望する人は、当日、市役所5階の議会事務局へお越しください。

受付で住所、名前、年齢を記入していただきます。

【本会議】51席（車いす用3席を含む）

【委員会】10席程度（車いす利用可）

■尾道市議会ホームページをご活用ください

本会議・委員会の「会議録」や本会議の「録画中継」を見ることができます。

*市議会ホームページ
アドレス

<http://www.city.onomichi.hiroshima.jp/www/assembly/index.jsp>



議会一〇メモ

住民の直接請求制度

地方自治法は、第5章において、直接請求制度を設けています。その種類は、条例の制定、監査の請求、議会の解散請求、議員・長などの解職請求などがあります。

地方自治制度においても、国政と同様に、地方公共団体の住民によって選挙された代表者により行われる間接民主制を原則としています。間接民主制による地方自治行政の運営が、住民の意思に反して行われようとした場合に、間接民主制に伴う欠陥を補い、住民自治の理想を実現するために、住民に直接、自己の意思を表示する機会を与える制度です。

この直接請求をするためには、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者が一定の連署をもって、その代表者から請求しなければなりません。例えば、条例を制定するためには、選挙権を有する者の50分の1の数、市議会の解散請求などにはより要件が厳しく、選挙権を有する者の3分の1の数などと規定されています。



編集後記

市役所東側エレベーターを5階で降りると、右側に議会事務局、左側に議会応接室があります。代表者会議をはじめ、議会内の各種打ち合わせや他市議会などからの行政視察などにも使われています。ちなみに議会だよりの編集もそこで行っていますが、議会応接室らしく歴代議長の写真が並ぶ一方で、瀬戸田小児童との交流で知られる画家、早川義孝さんの尾道灯りまつりをイメージした作品が架けられています。表紙の作品です。市役所にいらした時は議会応接室をのぞいてみてください。市民に開かれた議会。尾道市議会の「本気度」を今後もお伝えしてまいります。

●議会だより編集委員

委員長 城間 和行 石森 啓司
副委員長 二宮 仁 宇根本 茂
宮地 寛行 檀上 正光
岡野 齊也 荒川 京子
岡野 長寿

●お問い合わせ先

【尾道市議会事務局】

〒722-8501 尾道市久保一丁目15番1号
電話：0848-388-9371
FAX：0848-388-9339